

2.2 子ども・子育て支援新制度について

(内閣府、厚生労働省、文部科学省)

【内容】

- (1) 新制度については、地方の負担増とならないよう、財源の確保を確実に行うこと。

また、今後の詳細な制度設計に当たっては、地方への随時の情報提供及び丁寧な説明・協議等を行い、地方が裁量を持ち、創意工夫を生かしながら取り組むことができる仕組みとすること。

さらに、本格施行に向け、地方が十分な準備期間を確保できるよう、早期に適切な情報を提供すること。

- (2) 保護者が勤める事業所内等において、保育ママを活用した保護者も参加できる少人数の3歳未満乳幼児を保育する新たな保育モデル(「事業所内家庭的保育事業(仮称)」)を創設し、新制度における「地域型保育給付」の対象に加えること。

なお、新制度が本格施行するまでの間は、事業所内保育施設の設置等に係る助成金の対象に、定員5名以下の施設も加えること。

(背景)

子ども・子育て支援新制度について、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法及び関係法律の整備等に関する法律の子ども・子育て関連3法が平成24年8月10日に成立、同月22日に公布された。

子ども・子育て支援法附則第3条で、「政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。」とされたところである。

また、新制度の施行期日は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第3条の規定(消費税を10%に引き上げ)の施行の日(平成27年10月1日)の属する年の翌年4月1日までの間において政令で定める日とされている。

早ければ、平成27年4月に本格施行される予定であるが、認定こども園や地域型保育の認可基準、公定価格の具体的な設定や利用者負担の水準、既存施設の新制度への移行に必要な経過措置など、多くの検討課題が残されているところである。

保護者が勤める事業所内等での新たな保育モデルについては、事業所及び保護者からのニーズが高く、その設置推進は経済活力の維持・発展に寄与する。その推進には、本県が行った調査で明らかになった事業所が指摘する設置・運営に係る課題を解決することが必要不可欠である。

(参 考)

子ども・子育て支援新制度について

(基本制度：H24.3.2 少子化社会対策会議決定、関連3法：H24.8.10 成立)

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

主なポイント

認定こども園制度の改善

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指揮監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置付け

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

地域子ども・子育て支援事業の充実（利用者支援、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業等）

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を推進するための共通の仕組み

基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は、地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支える。

社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

政府の推進体制の整備

子ども・子育て会議の設置

- ・ 国は必置、都道府県及び市町村は努力義務。

残された主な課題

認定こども園や地域型保育の認可基準

公定価格の具体的な設定

利用者負担の水準

事業主の費用負担

税制抜本改革以外財源も含めて1兆円超程度の追加所要額の措置

保護者が勤める事業所内等での新たな保育モデルについて

事業所に対するニーズ調査（H24.12月及びH25.1月 本県調査）

- ・ 事業所は女性社員の就労継続を希望。社員の保育所等に預けたいとする保育ニーズが高い。
- ・ 事業所が指摘する課題として「事故発生時のトラブルが不安」、「運営ノウハウがない」、「資金的に困難」が挙げられた。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（厚生労働省・都道府県労働局所管）

助成期間5年間限り。乳幼児6名以上、乳児室(1.65 m²/人)及び保育室(1.98 m²/人)、専任保育士が必要。